

令和元年度介護保険業務技術的助言

1 実施内容

(1) 一般的な技術的助言

高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組状況等を勘案し、必要な保険者（都が選定する保険者及び助言を希望する保険者）に対し実施する。

ア 保険者機能強化推進交付金の評価項目の取組状況について

各指標の実施状況を確認し、各保険者の状況に応じた支援を行う。

(ア) PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

(イ) 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(ウ) 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

イ 制度改正への取組について

制度改正に対する各保険者の対応状況を確認し、意見交換を行うことにより各保険者の取組を支援する。

ウ セルフチェックシートの自己点検事項の確認

エ その他

(2) 特定の分野における技術的助言

ア 要介護認定の適正化（対象18保険者程度）

要介護認定の適正化について情報収集、意見交換及び助言を行う。対象の保険者のうち1/3程度の保険者については、併せて認定審査会を傍聴し、認定審査会委員や認定審査会事務局との意見交換（他の保険者の取組事例等の情報提供を含む）により、認定調査等の課題を把握、改善策の提案等を行うことにより、要介護認定の適正化につなげる。

傍聴結果は、後日、傍聴した保険者に報告する。共通の課題や良い取り組み事例については、技術的助言報告書にて、全保険者に還元する。

イ 縦覧点検・医療情報との突合の保険者との共同試行実施

縦覧点検・医療情報との突合を未実施の保険者が、少ない事務負担で円滑に点検を行うことができるよう、都の職員と共同で試行的に点検を実施し、帳票の見方、事業者への確認のポイント等を学ぶ機会とする。希望する保険者に対して、都庁内での実施を予定。

(3) 保険者支援の場の充実

ア ブロック会議への参加により、保険者との情報共有を図る。また、必要に応じて都からの情報提供を行う。

イ 都庁内関係部署との連携による組織的対応をより強化した、保険者への助言体制を構築するため、従来の訪問による助言実施のほか、都庁舎内における実施も予定。

(4) 保険者へのフィードバック

技術的助言により把握した共通の課題や、効果的な取組事例について取りまとめ、保険者に報告する。

(5) 島しょ地域の助言の実施

一般的な助言に加えて、各島のニーズに応じた効果的な助言を実施する。

2 実施体制

(1) 一般的な技術的助言

原則として課長代理級1名以上を含む都職員2名以上で実施し、上記1(1)(特にア)の内容について横断的に支援する。

(2) (1) 以外

原則として課長代理級1名以上を含む都職員により実施する。

